

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省  
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム  
主査 津田 弥太郎 様

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会  
会 長 小川 榮一

平成 24 年度の障害福祉サービス等報酬改定に関する日身連の意見（要約版）

平成 24 年度の障害福祉サービス等に係る報酬改定については、本年 8 月 30 日に総合福祉部会で取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」で示している視点と内容を踏まえつつ、障害者総合福祉法が制定されるまでの間についても、事業所の運営に不安や支障が生じないように改善策を講じ、現場の状況を十分に把握しつつ、根本的な課題の検討を行うことが必要と考える。

- 障害者総合福祉法が制定されるまでの間に関すること
  - （1）報酬額総体の抜本的引き上げ
  - （2）障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（事業運営安定化事業や通所サービス等利用促進事業や福祉・介護人材の処遇改善事業）の継続と改善
  - （3）食事提供体制加算等 2011 年度末（平成 23 年度末）までの経過措置の継続
  
- 施設・事業所からの強い要望に関すること
  - （1）入所系（複合型施設（入所・ショートステイ・通所））
    - ・適切な勤務時間体制や十分な職員配置のための報酬の確保
  - （2）通所系（児童デイサービス事業所）
    - ・事業所負担の上限管理の事務手続きの補償や職員の処遇改善費の継続
  - （3）居宅系
    - 居宅介護事業所
      - ・報酬単価の引き上げ
      - ・事業所負担となっている種々の付随的業務に対する報酬の確保
      - ・キャンセル料金の未払い分に対する補償
      - ・重度訪問介護（特に深夜帯ケア派遣等）に対する報酬単価の引き上げ

以 上

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省  
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム  
主査 津田 弥太郎 様

平成 24 年度の障害福祉サービス等報酬改定に関する日身連の意見

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会  
会長 小川 榮一

平成 24 年度の障害福祉サービス等に係る報酬改定については、本年 8 月 30 日に総合福祉部会で取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」で示している視点と内容を踏まえることが望ましいと考える。

また、障害者総合福祉法が制定されるまでの間、事業所の運営に不安や支障が生じないよう改善策を講じるべきであり、さらに、報酬の改定で終止したとはせず、障害福祉サービスが個人のニーズに沿い、かつ円滑に提供されるためにも、現場の状況を十分に把握しつつ、根本的な課題の検討を行うことが必要と考える。

特に、指摘したい事項は、下記のとおり。

1. 報酬改定に関すること

- (1) 報酬の支払い方式の見直し
  - ・原則月払い方式とすること
- (2) 人員基準の見直し
  - ・従事者の常勤換算方式を廃止すること
- (3) 報酬体系と水準の見直し
  - ・基本報酬だけで安定した事業運営（人件費・固定経費・一般管理費）ができる報酬体系と水準とすること

2. 障害者総合福祉法が制定されるまでの間に関すること

- (1) 報酬額総体の抜本的引き上げ
  - ・旧法施設水準とすること
- (2) 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別際策事業の継続
  - ・基金を積み増しして、事業運営安定化事業や通所サービス等利用促進事業などを継続すること
  - ・福祉・介護人材の処遇改善事業については、補助相当部分を報酬本体に含め、すべての従事者を対象とする等、事業の継続と改善を図ること
- (3) 2011年度末（平成23年度末）までの経過措置の継続
  - ・食事提供体制加算などを継続すること

### 3. 特に、施設・事業所からの強い要望に関すること

#### (1) 入所系

##### 複合型施設（入所・ショートステイ・通所）

- ・職員を十分に配置できるだけの報酬がなく、結果少ない職員でやりくりしている。拘束時間も長くなってしまい、人材が定着しない要因になっている。

#### (2) 通所系

##### 児童デイサービス事業所

- ・事業所で負担している上限管理の事務手続き（FAX通信費等）を補償してほしい。
- ・職員の雇用確保の点からも処遇改善費をなくさず、継続してほしい。

#### (3) 居宅系

##### 居宅介護事業所

- ・報酬単価が低く、ヘルパーの方への支給は介護保険と同じように時給計算し支払いをしている。（事業所で負担）
- ・前事業所からのケア引き継ぎのための“同行”に報酬をつけてもらいたい。
- ・担当者会議、ケア会議に報酬をつけてほしい。

※上記2事項については、実際にケアに入った分のみ請求のため、その他の大きな部分を占める付随的業務については事業所負担で対応している。

- ・キャンセル料金の支払いに利用者からの理解をいただくことが難しい場合もあり、その際は支払いをしてもらえず、ヘルパーへの支払いを事業所で負担せざるを得ない。
- ・重度訪問介護については、特に深夜帯ケア派遣等、報酬単価が低く事業所運営が厳しい現状がある。

以 上